

総務常任委員会資料

- 議案第88号 福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第79号 令和7年度福島市一般会計補正予算（第3号）

選挙管理委員会事務局

議案第 88 号

1 条例名	福島市議会議員及び福島市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び福島市議会議員及び福島市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例																																								
2 一部改正の趣旨	物価変動等を鑑みた公職選挙法及び公職選挙法施行令の一部改正に伴い、公費負担経費にかかる限度額の引き上げを行う。																																								
3 一部改正の概要	【主な改正内容】 ポスター・ビラ作成にかかる公費負担額の引き上げ <table><tr><th colspan="3">区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td rowspan="4">ポスター作成</td><td rowspan="2">ポスター掲示場数が500以下の場合</td><td>1枚あたり</td><td>541円31銭</td><td>586円88銭</td></tr><tr><td>企画費</td><td>237,188円</td><td>改正なし</td></tr><tr><td rowspan="2">ポスター掲示場数が500を超える場合</td><td>1枚あたり</td><td>28円35銭</td><td>30円73銭</td></tr><tr><td>基礎額</td><td>507,843円</td><td>530,628円</td></tr><tr><td colspan="2">ビラ作成</td><td>1枚あたり</td><td>7円73銭</td><td>8円38銭</td></tr></table> ※企画費及び基礎額は、市選挙のポスターサイズが国等の3/4まで（長42cm、幅30cm）と規定されているため、金額も国準拠額（316,250円）の3/4としている。 令和8年1月1日施行分 <table><tr><td rowspan="4">ポスター作成</td><td rowspan="2">ポスター掲示場数が500以下の場合</td><td>1枚あたり</td><td>586円88銭</td><td>改正なし</td></tr><tr><td>企画費</td><td>237,188円</td><td>316,250円</td></tr><tr><td rowspan="2">ポスター掲示場数が500を超える場合</td><td>1枚あたり</td><td>30円73銭</td><td>改正なし</td></tr><tr><td>基礎額</td><td>530,628円</td><td>609,690円</td></tr></table> 国・県・市すべての選挙のポスターサイズ統一化により、企画費及び基礎額を国に準拠した額とする（減額措置の廃止）。	区 分			改正前	改正後	ポスター作成	ポスター掲示場数が500以下の場合	1枚あたり	541円31銭	586円88銭	企画費	237,188円	改正なし	ポスター掲示場数が500を超える場合	1枚あたり	28円35銭	30円73銭	基礎額	507,843円	530,628円	ビラ作成		1枚あたり	7円73銭	8円38銭	ポスター作成	ポスター掲示場数が500以下の場合	1枚あたり	586円88銭	改正なし	企画費	237,188円	316,250円	ポスター掲示場数が500を超える場合	1枚あたり	30円73銭	改正なし	基礎額	530,628円	609,690円
区 分			改正前	改正後																																					
ポスター作成	ポスター掲示場数が500以下の場合	1枚あたり	541円31銭	586円88銭																																					
		企画費	237,188円	改正なし																																					
	ポスター掲示場数が500を超える場合	1枚あたり	28円35銭	30円73銭																																					
		基礎額	507,843円	530,628円																																					
ビラ作成		1枚あたり	7円73銭	8円38銭																																					
ポスター作成	ポスター掲示場数が500以下の場合	1枚あたり	586円88銭	改正なし																																					
		企画費	237,188円	316,250円																																					
	ポスター掲示場数が500を超える場合	1枚あたり	30円73銭	改正なし																																					
		基礎額	530,628円	609,690円																																					
4 条例の施行予定日	公布の日（※の箇所は、令和8年1月1日）																																								
5 経過	令和7年4月2日 公職選挙法の一部を改正する法律 公布（ポスター規格） 令和7年6月4日 公職選挙法施行令の一部を改正する政令 公布施行（ポスター、ビラ単価）																																								

【議案第79号】

2款 総務費 4項 選挙費 1目 選挙管理委員会費 細目 事務局費

単位:千円

節 細節	予算額	備 考
(12) 委 託 料	116	
電算業務委託料	116	ガバメントクラウド運用管理補助業務委託
(13) 使用料及び賃借料	1,947	
その他の使用料及び賃借料	1,947	ソフトウェア賃貸借、ガバメントクラウド利用料
合 計	2,063	

2款 総務費 4項 選挙費 6目 市議会議員補欠選挙費 細目 市議会議員補欠選挙執行費

単位:千円

節 細節	予算額	備 考
(01) 報 酬	194	
そ の 他 の 報 酬	85	選挙長報酬、選挙立会人報酬
会計年度任用職員報酬	109	事務局事務補助
(03) 職 員 手 当 等	2,306	
時間外勤務手当	2,306	事務局職員・期日前投票事務従事職員
(07) 報 償 費	1,403	
そ の 他 報 償	1,403	投開票事務従事手当
(10) 需 用 費	2,375	
消 耗 品 費	514	立候補者交付物品等
印 刷 製 本 費	1,861	投票用紙印刷、不在者投票用封筒印刷
(11) 役 務 費	171	
通 信 運 搬 費	161	郵便料、切手等
筆 耕 翻 訳 料	10	当選証書筆耕
(12) 委 託 料	13,914	
そ の 他 の 委 託 料	13,914	ポスター掲示場設置等業務委託、自動読取分類機保守管理業務委託
(13) 使用料及び賃借料	900	
その他の使用料及び賃借料	900	会場借上料、個人演説会会場使用料等
(18) 負担金補助及び交付金	7,337	
負 担 金	7,337	選挙公営交付金
合 計	28,600	